

第3次胎内市食育推進計画策定の経過

		実施内容	参加人数
令和2年 8月	「歯と食育に関するアンケート」実施	市内の園児、小中学生 2,538 人を対象に実施 (回収数 2,280 人、回収率 89.8%)	
令和2年 11月	「食に関するアンケート」実施	胎内市に居住している 16~85 歳のうち無作為抽出した 1,400 人を対象に実施 (回収数 1,060 人、回収率 75.7%)	
令和3年 3月	第1回庁内会議 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次食育推進計画の進捗状況の報告 ・アンケートの結果について ・第3次計画策定スケジュールについて 	7人
令和3年 10月	第2回庁内会議 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の評価方法について ・第3次計画の方向性について ・第3次計画策定に向けた現状入力シートについて 	6人
令和3年 10月	食生活改善推進委員協議会 研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「災害時にとるべき行動と日ごろからの備え」 ・グループワーク「日ごろから備えていけると思うこと」「周りの人には、どんなことを伝えていきたいか」 	47人
令和4年 2月	第3回庁内会議 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の評価について ・第3次計画の目標と数値目標の確認 グループワーク	6人
令和4年 3月	食育推進ネットワーク会議 開催（書面開催）	第3次胎内市食育推進計画素案の検討	—
令和4年 3月	健康づくり推進協議会開催（書面開催）	第3次胎内市食育推進計画素案の検討	—

胎内市 健康づくり推進協議会 委員名簿

氏 名	所 属
花 野 伸 一	胎内市医師会
野 澤 一 禎	北蒲原歯科医師会胎内班
坂 上 徳 三 郎	胎内市住みよい郷土づくり協議会
中 山 均	新発田地域振興局健康福祉環境部（新発田保健所長）
小 林 隆 裕	きのと小学校長
瀧 山 学	七 社 会
齋 藤 公 美	黒川地区事業所
大 平 清 子	元気ふれあい広め隊
佐 藤 直 文	地区区長会
小 泉 英 子	食生活改善推進委員
吉 村 京 子	保健推進員（中条地区）
鈴 木 る み	保健推進員（黒川地区）
小 池 理 恵 子	養護教諭代表（中条小学校）
山 貝 亮 子	歯科衛生士会
宮 下 圭 介	中条青年会議所

胎内市食育推進ネットワーク会議 委員名簿

氏名	所属	職名
室橋彩佳	新発田地域振興局健康福祉環境部	管理栄養士
小林隆裕	きのと小学校	校長
小池理恵子	中条小学校	養護教諭
森山汐里	中条小学校	栄養士
五十嵐篤	新発田地区食品衛生協会胎内支部	
飯田直美	保護者代表	
浮須正子	JA胎内市 女性部	
小泉英子	食生活改善推進委員協議会	会長
小泉アサ子	農村地域アドバイザー	
近永	胎内食育PR隊	
山下佐代子	飲食店関係	
菅原美智子		在宅栄養士
渡邊晶子		在宅栄養士

庁内

氏名	所属	職名
本間一帆	市民生活課 生活環境係	主任
佐久間里奈	福祉介護課 地域福祉係	主事
内山香	福祉介護課 地域包括支援センター係	作業療法士
阿部裕美子	こども支援課 中条すこやかこども園	主査
三宅亨	農林水産課 農産振興係	主事
小野康徳	農林水産課 農村交流係	主任
比企寛一	商工観光課 観光振興係	主任
加藤恵梨香	学校教育課 庶務係	管理栄養士

歯と食育に関するアンケート 実施状況

1 調査目的

園児・児童・生徒の歯科保健や食に関する生活実態を把握し、計画策定評価指標の一つとする。また、調査から導かれた課題を明確にし、対策等を市政に反映させることを目的とする。

2 調査時期

園児：令和2年8月20日（木）～令和2年8月31日（月）

小・中学生：令和2年7月16日（木）～令和2年7月27日（月）

3 調査方法

無記名調査

各園・学校を通じて保護者へアンケートを実施。

4 調査対象・回収率等

	対象者数 (人)	回答数 (人)	回収率 (%)
園児	568	506	89.1%
小学校	1,329	1,221	91.9%
中学校	641	553	86.3%
計	2,538	2,280	89.8%

R2年度実施

お口の健康と食生活に関するアンケート

学校名： _____ 学校

※あてはまるところに、○をつけてください。() には、質問に対する回答を記載してください。

歯科保健

- 問1 あなたは1日に、何回歯みがきをしますか？
1. 1日3回 2. 1日2回 3. 1日1回 4. みがかない
- 問2 問1で1. 2. 3. に○をつけた方にお聞きします。いつ歯みがきをしますか？
(あてはまるものすべてに○をつけてください)
1. 起床後 2. 朝食後 3. 昼食後 4. 夕食後 5. 就寝前
6. その他 ()
- 問3 あなたは歯をみがくとき、鏡を見ながら歯みがきをしていますか？
1. 毎日している 2. 時々している 3. していない
- 問4 あなたはフッ素入りの歯みがき剤を使っていますか？
1. 使っている 2. 使っていない 3. わからない
- 問5 あなたは、歯みがきの時、歯ブラシのほかにデンタルフロスを使っていますか？
1. 毎日使っている 2. 時々使っている 3. 使っていない
- 問6 あなたは、おかしを1日に、何回食べていますか？
1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回以上
- 問7 あなたは、あまい飲み物を1日に、何回飲んでますか？
1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回以上
- 問8 あなたは、食べ物をよくかんで食べていますか？
1. 一口30回かむようにしている 2. 一口10～20回は、かむようにしている
3. よくかんで食べていない 4. わからない
- 問9 あなたは、たべものをかむときに口を閉じてかんでいますか？
1. はい 2. いいえ 3. わからない
- 問10 あなたが歯や口の健康のために、気をつけているものに○をつけてください。
(○はいくつでも可)
1. 食べ物をよくかんで食べるようにしている
2. おやつは時間を決めて食べるようにしている
3. フッ素塗布やフッ素歯磨き粉等を利用して、むし歯予防をしている
4. 予防のために、かかりつけ歯科医院へ定期的に受診している
5. その他 ()
6. 特にない

食文化の継承・地産地消の推進

- 問16 食事のあいさつ(「いただきます」「ごちそうさま」)を言う習慣は身についていますか？
1. ほとんど毎回言えている 2. 1日に2回は言えている
3. 1日に1回は言えている 4. 言う習慣がない
- 問17 ご家庭では、昔ながらの料理(例えば筑前煮、きんぴらごぼう、切り干し大根の煮物、豚の骨など)や郷土料理(例えば小煮物、のっぺい汁など)がどのくらいの頻度で食卓にでて、あなたほどの程度食べますか？
- 問17-1 家庭で昔ながらの料理や郷土料理が食卓にでる頻度は？
1. 週に2～3回程度 2. 週に1回程度
3. 月に1～2回程度 4. ほとんど食卓にでない
- 問17-2 あなたは昔ながらの料理や郷土料理をどの程度食べますか？
1. よく食べる 2. まあまあ食べる
3. あまり食べない 4. ほとんど食べない
- 問18 胎内市の特産品で知っているものを選んでください。
(○はいくつでも可)

1. さつまいも(はるかなた)	5. にんじん	9. いちご(越後姫)
2. 胎内高原ワイン	6. やわ肌ねぎ	10. 豚肉(阿賀北ボーク)
3. 胎内ハム	7. 大根	11. 牛肉(村上牛)
4. 米粉	8. ごぼう	12. マコモダケ

《ありがとうございました》

問11 現在、歯や口の中に腫れて、悩みごとがありますか？(○はいくつでも可)

- 歯が痛んだり、しみたりする
 - 歯みがきをすると血が出る
 - 口臭がある
 - 歯ぐきがむずがゆく、歯がういた感じがする
 - 歯ぐきが赤くはれてぶよぶよする
 - かたいものがかみにくい
 - 歯並びやかみ合わせが気になる
 - あごの関節が痛い
 - その他 ()
 - 悩みごとはない
- 問12 問11で悩みごとがあると答えられた方にお聞きします。悩みごとで歯医者さんには行きましたか？
1. 行った 2. 近いうちに行く予定 3. 行く予定はない
- 問13 問12で行く予定はないと答えられた方にお聞きします。歯医者さんに行かない理由はなんですか？(○はいくつでも可)
1. めんどくさい 2. 時間がない 3. お金がない 4. こわい
5. その他 ()

朝食

- 問14 朝食を食べる方にお聞きします。何時頃に誰と食べますか？
時間は？ () 時頃
誰と食べますか？
1. 家族みんなで食べる 2. 大人の家族の誰かと食べる
3. 兄弟(こどもだけ)で食べる 4. 一人で食べる
5. その他 ()

夕食

- 問15 夕食を食べる方にお聞きします。何時頃に誰と食べますか？
時間は？ () 時頃
誰と食べますか？
1. 家族みんなで食べる 2. 大人の家族の誰かと食べる
3. 兄弟(こどもだけ)で食べる 4. 一人で食べる
5. その他 ()

食に関するアンケート 実施状況

1 調査目的

平成 28 年度に策定した第 2 次食育推進計画を見直し、第 3 次計画を策定するための参考資料とするために実施。

2 調査時期

令和 2 年 11 月～12 月

3 調査方法

無記名調査

12 月に実施する健康診査申込書兼調査票に同封し、実施。配布・回収は区長に依頼。

4 調査対象・回収率等

16～85 歳までの市民から、年代別・男女別に均等な人数になるように調整し、無作為抽出した 1,400 人（5 歳刻み、男女別各 50 人）を対象に実施。

年代	対象者数 (人)	回答数 (人)	回収率 (%)
10 歳代	100	65	65.0%
20 歳代	200	118	59.0%
30 歳代	200	135	67.5%
40 歳代	200	147	73.5%
50 歳代	200	169	84.5%
60 歳代	200	181	90.5%
70 歳代	200	172	86.0%
80 歳代	100	72	72.0%
年齢無回答	-	1	-
計	1,400	1,060	75.7%

令和2年度 食に関するアンケート


食に関するアンケート

あなた自身の普段の食生活や食育に関する取組状況について、下線部に必要事項を記入し、選択肢のあるものについては○印をつけてください。

あなた自身のこと、健康状態についてお聞きします。

- 問1 年齢 _____ 歳 (令和2年4月1日現在)
- 問2 性別 男・女 _____
- 問3 世帯状況についてお答えください。 (一つだけ○印)
1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親子子ども(2世代) 4. 3世代以上
5. その他
- 問4 お住まいの地区についてお答えください。 (一つだけ○印)
1. 中東地区 2. 乙地区 3. 塚地地区 4. 黒川地区
- 問5 現在の身長と体重をご記入ください。
現在の身長 _____ cmくらい 現在の体重 _____ kgくらい
- 問6 現在の自分の体重はどれにあてはまると思いますか。 (一つだけ○印)
1. 痩せている 2. やや痩せている 3. ちょうどよい
4. やや太っている 5. 太りすぎ
- 問7 あなたは現在、適正な体重に近づけるよう、または適正な体重を維持しようと心がけていますか。 (一つだけ○印)
1. はい 2. いいえ
- 問7-1 問7で「はい」と答えた方にお聞きします。
心がけている理由を教えてください。 (一つだけ○印)
1. 病気を指摘されたから 2. 健康のため
3. ダイエットのため 4. その他 ()
- 問8 あなたは糖尿病又は境界型糖尿病や血糖が高いといわれたことがありますか。 (一つだけ○印)
1. ある 2. ない 3. わからない

令和2年度 食に関するアンケート

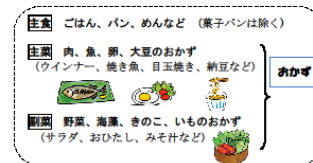
- 問12 主食・主菜・副菜をそろえた栄養バランスの良い食事を1日に何回とっていますか。(主食・主菜・副菜の内容は、問11-2を参考にお考えください。) (一つだけ○印)
1. 1日3回 2. 1日2回 3. 1日1回 4. ほとんど食べない
- 問12-1 1日1食、食品の組合せを考えた食事を2人以上で楽しく、30分以上かけて食べていますか。 (一つだけ○印)
(単身世帯の方は回答不要です。複数の場面がある方は多い方に○印)
1. はい 2. いいえ
- 問13 あなたは毎食野菜を食べていますか。 (一つだけ○印)
1. 毎食(1日3回)野菜を食べている 2. 1日1~2回野菜を食べている
3. 毎日食べていない 4. ほとんど食べない
- 問13-1 問13で「1、2」を選んだ方にお聞きします。1食あたりの野菜の量は平均してどれくらいですか。 (一つだけ○印)
(加熱調理前の状態でお答えください。両手1杯は、生の状態で約120gです。)
1. 両手1杯以上 2. 両手1杯程度
3. 片手1杯以上、両手1杯未満 4. 片手1杯未満 
- 問14 カルシウムの摂取状況についてお聞きします。
あなたは牛乳・乳製品を飲んでいますか。 (一つだけ○印、換算値を記入)
(ヨーグルト200gは牛乳200mlに相当しますので、換算してご記入ください。)
1. 飲んでいる 2. 飲まない
↳ 200mlのコップに換算すると 週()杯
- 問15 あなたは肉や魚、卵、豆類や大豆製品(豆腐・納豆等)のどれかを1日に何回食べていますか。 (最も近いと思うものに、一つだけ○印)
1. 1日3回以上 2. 1日2回 3. 1日1回 4. ほとんど食べない
- 問16 普段の食事において、減塩に取り組んでいますか。 (一つだけ○印)
1. 積極的に取り組んでいる 2. 少し取り組んでいる
3. あまり取り組んでいない 4. まったく取り組んでいない
- 問17 濃い味付けを好んで食べますか。 (一つだけ○印)
1. はい 2. いいえ
- 問18 食事は満腹になるまで食べますか。 (一つだけ○印)
1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. ほとんどない

令和2年度 食に関するアンケート

- 問8-1 問8で「ある」と答えた方にお聞きします。現在の治療状況をお答えください。 (一つだけ○印)
1. 内服中 2. 医者にかかり検査だけ受けている 3. その他 ()
- 問9 あなたは血圧が高いといわれたことがありますか。 (一つだけ○印)
1. ある 2. ない 3. わからない
- 問9-1 問9で「ある」と答えた方にお聞きします。現在の治療状況をお答えください。 (一つだけ○印)
1. 内服中 2. 医者にかかっているが内服していない 3. その他 ()

あなたの食生活の状況についてお聞きします。

- 問10 あなたは1日3回の食事のうち、米飯中心(ごはんを主食とした食事)の食事を1日に何回とりますか。 (一つだけ○印)
1. 3回 2. 2回 3. 1回 4. ほとんど食べない
- 問11 普段、朝食を食べますか。 (一つだけ○印)
1. ほとんど毎日食べる 2. 週4~5回食べる
3. 週2~3回食べる 4. ほとんど食べない
- 問11-1 問11で「2~4」を選んだ方におたずねします。食べない理由は何ですか。 (あてはまる番号すべてに○印)
1. 食欲がないから 2. 太りたくないから
3. 朝、時間がないから 4. いつも食べないから
5. 食べないほうが調子がいいから 6. 準備するのが面倒だから
7. その他 ()
- 問11-2 問11で「1~3」を選んだ方におたずねします。 (一つだけ○印)
普段の朝食で食べている組み合わせはどれですか。
1. 主食だけ
2. 主食と主菜
3. 主食と副菜
4. 主食と主菜と副菜
5. おかずだけ
6. その他 ()



令和2年度 食に関するアンケート

- 問19 1回の食事で、主食(ごはん・めん類・パン等)同士を組み合わせる食べ方がありますか(例:おにぎり+カップめん、うどんいなりずし)。 (一つだけ○印)
1. 週に5回以上 2. 週に3~4回 3. 週に1~2回 4. ほとんどない
- 問20 丼もの、カレーライスやめん類を食べる頻度はどのくらいですか。 (一つだけ○印)
1. 週に5回以上 2. 週に3~4回 3. 週に1~2回 4. ほとんど食べない
- 問21 ラーメンやうどんなどのめん類(袋麺やカップ麺を含む)の汁を飲みますか。 (一つだけ○印)
1. 全部飲む 2. 半分くらい飲む
3. 1/3くらい飲む 4. ほとんど飲まない
- 問22 1日に漬物(浅漬け、酢漬け、昆布の佃煮なども含む)は何種類食べますか。 (一つだけ○印)
1. 3種類以上 2. 2種類 3. 1種類 4. ほとんど食べない
- 問23 魚卵(たらこ・すじこ・いくらなど)を食べる頻度はどのくらいですか。 (最も近いと思うものに、一つだけ○印)
1. 1日2回以上 2. 1日1回 3. 2日に1回 4. ほとんど食べない
- 問24 塩魚(塩鮭・塩さばなど)を食べる頻度はどのくらいですか。 (一つだけ○印)
1. 1日2回以上 2. 1日1回 3. 2日に1回 4. ほとんど食べない
- 問25 煮物(野菜の煮物・肉や魚の煮物・鍋物・おでんなど)を食べる品数はどのくらいですか(例:同じ種類の煮物を朝・昼・夕食に食べた場合は、3品と数えます)。 (一つだけ○印)
1. 1日4品以上 2. 1日2~3品 3. 1日1品 4. ほとんど食べない
- 問26 普段の生活で、間食をとる頻度はどのくらいですか。(※朝・昼・夕食以外の食事は全て間食と考えます。)※7を選んだ方は問27へお進みください。 (一つだけ○印)
1. ほぼ毎日 2. 2~3日に1回 3. 4~5日に1回程度
4. 週に1回程度 5. 月に2~3回程度 6. それ以下
7. 全く間食しない
- 問26-1 間食をとる時間帯をお答えください。 (もっとも多い時間帯に一つだけ○印)
1. 0時~3時 2. 4時~6時 3. 7時~9時 4. 10時~12時
5. 13時~15時 6. 16時~18時 7. 19時~21時 8. 22時~24時

令和2年度 食に関するアンケート

- 問 26-2 問 26 で「1～6」を選んだ方にお聞きします。間食をとるタイミングはいつですか。(あてはまる番号すべてに○印)
- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 小腹がすいたとき | 2. 口さみしいとき |
| 3. 気分転換・リフレッシュしたいとき | 4. 休憩のとき |
| 5. 疲れたとき | 6. ストレスがたまったとき |
| 7. 美味しそうなのがあったとき | 8. テレビを観ているとき |
| 9. 食後の口直しとして | 10. お酒を飲んでいるとき |
| 11. 人につられて | 12. 決まったおやつタイム |
| 13. 何かをしながらか | 14. 仕事や勉強中 |
| 15. 暇つぶし | 16. のどが潤いたとき |
| 17. ドライブ中 | 18. その他 () |

- 問 26-3 間食の際、よく食べるものは何ですか。(あてはまる番号を3つまで選んで○印)
- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. スナック菓子 | 2. チョコレート、チョコレート類 |
| 3. せんべい、クッキー | 4. あめ、ラムネ、グミ |
| 5. 和菓子(カステラ、まんじゅう等) | 6. 洋菓子(ケーキ、プリン、ドーナツ類) |
| 7. ヨーグルト、チーズ、牛乳 | 8. アイスクリーム |
| 9. パン類(菓子パン、総菜パン) | 10. ごはん類(おにぎり、チャーハン等) |
| 11. めん類(カップ、インスタント含む) | 12. いも類(焼き芋、フライドポテト類) |
| 13. 果物 | 14. ジュース類(スポーツドリンク含む) |
| 15. その他 () | |

- 問 26-4 現在食べている間食の量は、下枠内の目安量と比べるとどのように感じますか。(一つだけ○印)
1. 食べすぎている 2. ちょうどよい 3. 少ない

問食の目安量 1日あたり約200kcalが適量といわれています。(具体的な目安量) ※製品によって異なる場合があります。

	重量	エネルギー (kcal)
ポテトチップス	1袋(60g)	約330kcal
板チョコ	1枚(50g)	約280kcal
せんべい	1枚(15g)	約55kcal
あめ	1個(5g)	約20kcal
ショートケーキ	1個(120g)	約340kcal
ヨーグルト(加糖)	1個(75g)	約60kcal
アイスクリーム	1本(50g)	約120kcal
おにぎり(鮭)	1個(120g)	約180kcal
ジュース	500ml	約220kcal
スポーツドリンク	500ml	約105kcal

令和2年度 食に関するアンケート

食文化に関する取組についてお聞きします。

- 問 31 家で食事をするときに「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしますか。(一つだけ○印)
1. いつもあいさつをする 2. ときどきしないことがある
3. しないことが多い 4. 全くしない
- 問 32 ご家庭では、昔ながらの料理(例えば筑前煮、小煮物、きんぴらごぼう、切り干し大根の煮物、酢の物など)、郷土料理(例えば小煮物、のっぺい汁など)がどのくらいの頻度で食卓に出て、あなたはどの程度食べますか。
- 問 32-1 家庭で昔ながらの料理や郷土料理が食卓に出る頻度はどのくらいですか。(一つだけ○印)
1. 週に2～3回程度 2. 週に1回程度
3. 月に1～2回程度 4. ほとんど食卓に出ない
- 問 32-2 あなたは昔ながらの料理や郷土料理をどの程度食べますか。(一つだけ○印)
1. よく食べる 2. まあまあ食べる 3. あまり食べない 4. 食べない
- 問 33 家族全員で同じ献立の食事をとるようにしていますか(1日に1回でも食べれば食べたことになりす)。(単身世帯の方は回答不要です。一つだけ○印)
1. いつも 2. 1週間に6日 3. 1週間に4～5日
4. 1週間に2～3日 5. 1週間に1日以下
- 問 34 1日の食事の中で、いつ家族と食卓を囲んでいますか。(単身世帯の方は回答不要です。あてはまる番号すべてに○印)
1. 朝食 2. 昼食 3. 夕食 4. ほとんどない
- 問 35 昔ながらの料理や郷土料理の作り方、または料理の作法(着づかいや食器の位置など)などをご家族(親類含む)に教えるようにしていますか。(一つだけ○印)
1. よくしている 2. している 3. あまりしていない 4. していない

令和2年度 食に関するアンケート

- 問 27 夕食を食べる時間帯をお答えください。(もっとも多い時間帯に一つだけ○印)
1. 17時前 2. 17時台 3. 18時台 4. 19時台 5. 20時台
6. 21時台 7. 22時台 8. 23時台 9. 24時以降

- 問 28 外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にしますか。(一つだけ○印)
1. いつもする 2. ときどきする 3. しない

栄養成分表示(100gあたり)	
熱量	278 kcal
たんぱく質	5.7 g
脂質	1.8 g
炭水化物	15.0 g
食塩相当量	0.7 g

栄養成分表示とは
左表のように、食品に表示が義務付けられているものです。※生鮮食品や個包装商品など表示の義務付けがないものもあります。

- 問 29 現在の自分の食事(食事内容、食習慣)をどのように思いますか。(一つだけ○印)
1. 大変よい 2. よい 3. 少し問題がある 4. 問題がある

- 問 29-1 問 29 で「3、4」と答えた方にお聞きします。具体的にどのようなことに問題を感じていますか。(あてはまる番号すべてに○印)
1. 食事の回数(多すぎる、少なすぎる) 2. 食事のバランスが悪い
3. 塩分をとりすぎている 4. 野菜不足
5. 間食をとりすぎている 6. その他 ()

あなたの生活習慣についてお聞きします。

- 問 30 平日の「朝、起きる時間」と「夜、寝る時間」は、だいたい何時ごろですか。(夜勤などある方は該当することの多い時間帯一つだけ○印)

朝 起きる時間				
1. ～5時	2. ～5時30分	3. ～6時	4. ～6時30分	
5. ～7時	6. ～7時30分	7. ～8時	8. 8時～	

夜 寝る時間				
1. ～20時	2. ～20時30分	3. ～21時	4. ～21時30分	
5. ～22時	6. ～22時30分	7. ～23時	8. ～23時30分	
9. ～24時	10. 24時～			

令和2年度 食に関するアンケート

地産地消に関する取組についてお聞きします。

- 問 36 地産地消という言葉や意味を知っていますか。(一つだけ○印)
1. 言葉も意味も知っている 2. 言葉は知っているが、意味は知らない
3. 言葉も意味も知らない
- ※地産地消とは...
その地域で生産された農畜水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者がお互いの距離を縮めようとする取組のことです。
- 問 37 市内の農畜水産物直売所をどの程度利用しますか。(長池農産物直売所リップル、やまぼうし、JA ふれあい遠東館等)。(一つだけ○印)
1. よく利用している 2. たまに利用している
3. ほとんど利用したことがない 4. 利用したことがない
- 問 37-1 問 37 で「1、2」を選んだ方にお聞きします。直売所に対する印象や利用実感を教えてください。(あてはまる番号すべてに○印)
1. 旬の新鮮なものがある 2. 価格が安い
3. おいしいものがある 4. 量が多い
5. その他 ()
- 問 38 「三穴帯」を知っていますか。(一つだけ○印)
1. よく知っている 2. 知っている
3. ほとんど知らない 4. 知らない
- ※「三穴帯」とは...
元禄年間(1688～1703)に開設されたといわれ、現在は毎月3と8のつく日に熊野若宮神社の境内で開かれ、地元のとれたての野菜や魚など多彩な商品が露天にならびます。
- 問 38-1 「三八市」を利用したことがありますか。(一つだけ○印)
1. よく利用している 2. たまに利用している
3. ほとんど利用したことがない 4. 利用したことがない
- 問 38-2 問 38-1 で「4」を選んだ方にお聞きします。利用したことがない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○印)
1. どこでやっているかわからないから 2. 何を売っているかわからないから
3. 行くのが面倒だから 4. スーパーの方が便利だから
5. その他 ()

令和2年度 食に関するアンケート

- 問 39 あなたは、胎内市内でつくられた米や野菜などの地場産物を購入していますか。
(販売所以外の小売店で購入する場合は含みます。) (一つだけ○印)
1. よく購入している 2. ときどき購入している 3. 購入していない

- 問 39-1 問 39 で「1.、2」を選んだ方にお聞きします。地場産物を購入する理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)
1. 旬の新鮮なものがあるから 2. 価格が安いから
3. おいしいものがあるから 4. 量が多いから
5. 生産者の顔が分かって安心だから 6. その他 ()

- 問 40 あなたは、食材を選ぶときに食材の安全性や生産地等を考慮していますか。
(一つだけ○印)
1. いつもしている 2. 時々している
3. あまりしていない 4. ほとんどしていない

環境への配慮についてお聞きします。

- 問 41 「食品ロス」という言葉を知っていますか。
(一つだけ○印)
1. 言葉も意味も知っていた 2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
3. 言葉も意味も知らなかった

※「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

- 問 42 本来食べられるはずだった料理を捨ててしまうことがありますか。
(一つだけ○印)
1. よくある 2. たまにある
3. ほとんどない 4. まったくない

- 問 42-1 問 42 で「1～3」を選んだ方にお聞きします。料理を捨ててしまう原因は何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)
1. 賞味期限又は消費期限が切れていた
2. 味があわなかった
3. 料理の量が多かった
4. 飽きた
5. その他 ()

令和2年度 食に関するアンケート

- 問 43 食品を無駄にしないために取り組んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○印)
1. 作りすぎない
2. 買いすぎない
3. 残さず食べるようにしている
4. 日ごろから冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認している
5. その他 ()

食育に関することについてお聞きします。

- 問 44 食育という言葉や意味を知っていますか。
(一つだけ○印)
1. 言葉も意味も知っていた 2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
3. 言葉も意味も知らなかった

※「食育」とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

- 問 45 あなたは食育に関心がありますか。
(一つだけ○印)
1. 関心がある 2. どちらかといえばある
3. どちらかといえばない 4. 関心がない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する

施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（平二七法六六・一部改正）

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

資料

(施行の日=平成二十一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。